

ジェンダー平等に向けた課題 ー「反ジェンダー運動」とどう相對するか

かみや
神谷

ゆういち
悠一

●LGBT法連合会 代表理事

1. はじめに

男女共同参画社会基本法の前文には、以下のよう
な一文がある。「男女が、互いにその人権を尊
重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、
その個性と能力を十分に発揮することができる男
女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」男女共同参画社会とは、「個性」と「能力」
を十分に発揮できる社会であり、場合によっては
「性差」よりも「個体差」を見るべきではないか、
というテーゼにもつながっていたかと思う。それ
は、一見「本質的に」、あるいは「生物学的に」、
男女で異なると思われることであっても、社会や
文化によって、あるいは人びとの認識によって作
り出されたものであるから、社会や文化、あるい
は人びとの認識が変わることにより変えられる、
ということであったはずである。

今、国際的な「反ジェンダー運動」が猛威を振
るっている。この「反ジェンダー運動」とは、一

部で誤解が見られる、性的マイノリティやトラン
スジェンダーのみをターゲットとした運動ではな
い。ジェンダーという概念そのものに基づく、研
究や運動、その蓄積や成果を否定するものが、
「反ジェンダー運動」である。それは一見、トラ
ンスジェンダーや性的マイノリティをターゲット
にしているように見えても、最終的に、性別役割
分業や「女性」¹差別を固定化し、生まれた時点
で決まっているかのように「本質化」する動きに
つながっていくものである。

政治学者である三浦は、ジェンダー平等に対す
る攻撃は、1994年のカイロ人口会議と1995年の第
4回世界女性会議北京会議における、ジェンダー
視点の主流化や男女の数の均等などの政策目標へ
の反動に遡るとしたうえで、今日の「トランプ政
権のD E Iやトランスジェンダーの権利を制限し
ようとするのも、30年以上の反ジェンダー攻勢²
の延長線上にある」と指摘する。反ジェンダー攻
勢には、今や一部の労働運動やトランスジェンダ
ー排斥的なフェミニズムまでもが連なっており、

1. 本稿ではシスジェンダー・ヘテロセクシュアルの（いわゆる多数派）女性をカッコ付きで「女性」と表す。

2. 三浦は、反ジェンダー運動について、「運動という自然発生的なニュアンスのある言葉よりも、攻勢（キャンペーン）のほうが事態を的確に表しているだろう」と指摘し、反ジェンダー攻勢という言葉を用いている。本稿では、
さりとて他の論考では「運動」と用いられることが多いため、「運動」という語を採用している。

このような「男女二元論からなる生物学的本質主義」とポピュリズムとの親和性についても指摘している（三浦 2025;238-240）。

そもそもジェンダー概念は、一見「本質的な」性別役割分業が自明のものではないことを明らかにしてきた。それにより、従来「男性」職とされていたような基幹的な職種に「女性」が就く、管理職をはじめとする指導的地位に「女性」が就く、このような道を切り拓いてきた。しかし、「生物学的性別」や「生まれながらの性別」を強調する動きは、トランスジェンダーを排斥することはもとより、「本質的な女性」を強調することとなり、ジェンダー概念が切り拓いてきた地平を否定することにつながりかねない。

振り返ってみると、女性労働運動の現場においても、しばしば、戦略的に、あるいはジェンダー概念を当然の前提として、本質主義的な言説が採用されることがある。こうした言説は、戦略的であることに自覚的である、前提が共有されている間は良いものの、それらが忘れ去られることで、本質主義的な言説に巻き込まれ、反ジェンダー運動に加担してしまう恐れがあるのではないかと筆者は危惧する。

このような問題意識から本稿は、本質主義に陥りやすい落とし穴となり得る言説を検討した上で、既存のジェンダー規範の下で被るトランスジェンダーの被害を検討し、本質主義のもたらす影響について注意を喚起していくこととしたい。

2. 戦略的に「本質主義」を強調する時

本節では、「戦略的」、あるいはジェンダー概念を当然の前提としながら、どのように本質主義的な言説が使われているのかを考えてみることにしたい。

まず、単に本質主義的に女性を蔑視していると捉えられる言説を見てみよう。例えば、『女性』はきめ細やかで、気が付きやすい』『女性』は綺麗好きである』『女性』は噂話が好きで話が長い』『女性』は嫉妬深い。多くの場合これらの表現は、個々人を見ずに、「女性」を十把一絡げに捉え、（偏見も混ざった）特定のイメージの枠に「女性」を押し込めるものである。ジェンダーハラスメントとも受け取られかねないものでもあるといえよう。「きめ細やか」「綺麗好き」などは一見良いように見えるが、一人ひとりを見ずに「女性」を一様に捉えることにより、「きめ細やか」や「綺麗好き」を（必ずしそではない人も含めて）押し付けていると捉えられる。そもそも一人ひとりを見ているのであれば「女性」などという主語を用いる必要はないはずである³。

次に、「女性」をポジティブに捉える言説を見ていきたい。例えば、『女性役員』がいることにより組織に異なる多様な視点がもたらされる。』『女性役員』がジェンダー平等の担い手」などを挙げる事ができる。

『女性役員』がいることにより組織に異なる多様な視点がもたらされる。」については、たしかに「現在の社会」では当てはまるものといえる

3. 同じように単に本質主義的に性的マイノリティを蔑視していると捉えられる言説としては「性的マイノリティはセンスが良い」「性的マイノリティはアートの強そう」「性的マイノリティは特定の職種にしかない」「性的マイノリティは襲ってきそうで怖い」などを挙げる事ができる。どれも個々人を見ずに、「性的マイノリティ」を一様に捉え、特定のイメージの枠に押し込めるものといえよう。一方、「男性」についても、「男性だから競争が好き」「男性だから力仕事に向いている」「男性だから稼いで家族を養いたいではない」などが該当するといえよう。

かもしれない。現在の社会は、学齢期の家や学校、成人となつてからの職場におけるまで、ジェンダー化された扱いが未だ根強く残っているからである。「女の子は優しく、控えめに、男の子を立てて」といった言説が、家や学校、あるいは社会に出てからも色濃く残っている。言説のみならず、職場での性別役割分業による職種の違い、育児や介護を担わされることによるライフイベントの違いなど、「男性」とは異なる経験をしている「女性」は今なおこの社会で多い。そのため、異なる経験に基づく異なる視点を持っている可能性も高いと考えられる。しかし一方で、男女共同参画社会、ジェンダー平等の実現した社会であれば、ジェンダー化した扱いとはならないはずであり、「異なる多様な視点」は養われづらいともいえよう。

『女性役員』がジェンダー平等の担い手」も似たような言説である。現在の社会においては、「女性」は既存のジェンダー規範の下で、不平等に扱われ、ハラスメントを受けやすい。このような想いをしている「女性」が意思決定可能な「役員」に就くことは、その経験も含めてジェンダー平等の前進に寄与する担い手となろう。しかし、前述のように、ジェンダー平等が達成すれば、状況は変わり得るとも考えられる⁴。

なぜこのようなことを強調するかといえば、現在社会における過渡的な状況、過渡的な措置であること等を忘れ去り、たとえば「本質的に女性が弱者である」という言説に載ってしまった次の瞬間、

本質的に「女性は家にいるべき」「女性は補助の仕事に就くべき」とつながってしまいかねないからである⁵。

このように、時に本質主義的な言説を戦略的に用いる時、あるいは上述のような前提を省いて用いる時、それぞれ自覚的になることが必要ではないか。反ジェンダー運動が跋扈する今日において、ジェンダーという概念で、何を勝ち得てきたのか、これからも勝ち得ようとしているのかを、改めて振り返ることが求められているように思う。

3. 他者のジェンダーに関する認識に翻弄されるトランスジェンダー

前節を踏まえながら、今日的な反ジェンダー運動がターゲットにしている性的マイノリティ、特にトランスジェンダーが、そもそも既存のジェンダー規範の下でどのような被害を受けるのかを、「女性」に対する被害との重なり、相違も含めて見ていくこととしたい。

ジェンダー平等におけるSOGIの位置付けについては、神谷(2021)において、自治労の「働きやすさと職場の多様性に関するアンケート調査」を検討し、性的マイノリティがジェンダーに関連するハラスメント被害を受けやすいことを取り上げている。そこから、既存のジェンダー規範の下では、性的マイノリティが「女性」と同様、もしくはそれ以上に攻撃にさらされやすいことを明らかにしている。

4. このような時、じゃあ男性保育士のような「男性」が少数の職場にいる「男性」はどのようなだと指摘が出るかもしれない。もちろん職場においては少数派として、既存のジェンダー規範の下、不条理な場面に出くわし、自身に思うところも出てくるかもしれない。しかし一方で現在社会においては、多くが職場以外では「男性」として育てられ、扱われていることも忘れてはならない。必ずしも職場が「男性」少数だからといって、現在社会の「女性」と同様の条件とはいえないだろう。

5. もちろん、ジェンダー平等な社会の達成は、2025年のジェンダーギャップ指数の発表に際して、世界では123年後と報告されており、筆者らの生きているうちには達成が難しいと考えられる。ジェンダー平等な社会に向けた過渡的な議論が、100年以上続くものであるという前提を忘れ去ることもまた、バックラッシュ的な議論に絡めとられる危険性があるといえよう。

また、前掲の三浦は、反ジェンダー攻勢においてトランスジェンダーは、「生物学的に人間は男女の二つに区別され、それは『自然』で普遍的であるというイデオロギーに立つ立場と相容れないことから攻撃対象になった」と指摘している（三浦2025:239）。

これらの論考を踏まえつつ、本稿ではトランスジェンダーが既存のジェンダー規範の下で被る攻撃の具体的な事例を見ていくこととしたい。

トランスジェンダー女性である鈴木の手記には、下記のような一文がある。「誰かがわたしを「彼」と呼び、誰かは「彼女」とわたしを紹介する。そのいちいちに引き裂かれそう。」「男性と見なされたくないのに身体が女性的でないという状態で、男女どちらかであれと迫られ、自分のジェンダーについて常に問われ続けるという経験があなたにはあるのか、と尋ねたくなる。」⁶

トランスジェンダー女性は、他者から「男女どちらかであれと迫られ、自分のジェンダーについて常に問われ続け」とともに、時々の「彼」「彼女」といった他者の呼称が、自らを引き裂くような苦痛をもたらすことが手記から読み取れる。ここに社会の側が、トランスジェンダーに対して、自らの性別を意識せざるを得ないように、常にさしむけている状況を見ることができよう。

加えて、2022年に報じられた、トランスジェンダー女性が被害を受けたセクシュアルハラスメント事件報道についても見ていきたい。

訴状によると、原告は2018年4月にデザイナーとして入社した当日、歓迎会で同社執行役員の男

性上司から腰に手を回された上で、原告の性自認（性同一性）や、これまでの男性・女性との性的経験などについて聞かれ、わいせつな言葉もかけられたという。

別の機会には「キャバ嬢にしか見えない」「ハプニングバー通いしてそんな顔だ」などと性的な発言も投げかけられた。

2018年夏ごろには、男性上司から原告に対してセクハラについての謝罪があったが、「男だから平気だと思った」「これからはお前を一人の女性として見る」などと言われるなど、性同一性について理解を欠く内容だった。

謝罪後も、手を握られた上で性的な質問をする、原告が陰部に顔を押し当てられるなどのセクハラは続いた。顔を押し当てる際の様子を撮影した写真もあるという⁷。

この事件報道から、被害者が、まず既存の女性差別的なジェンダー規範の下、女性としてセクシュアルハラスメント被害を受けていることが読み取れる。「男性上司から腰に手を回された」「『キャバ嬢にしか見えない』」などの言動からも、それは明らかであろう。

一方で、加害者が都合の良い時には被害者を男性として扱い、言い逃れようとしている様が「男性上司から原告に対してセクハラについての謝罪があったが、『男だから平気だと思った』『これからはお前を一人の女性として見る』」などといった言動から読み取ることができる⁸。

このように、トランスジェンダーは、他者である加害者の都合によって性別を使い分けられるこ

6. 鈴木（2020:204）

7. 弁護士ドットコム『『男だから平気だと思った』セクハラを受けたトランス女性、会社と上司を提訴』2022年5月27日、2025年6月30日取得、https://www.bengo4.com/c_18/n_14525/

8. その後の「手を握られた上で性的な質問をする、原告の陰部に顔を押し当てられるなどのセクハラは続いた」といった部分も典型的な女性に対するセクシュアルハラスメントと筆者には見受けられる。

とにより、セクハラ被害を被るのみならず、その被害など無かったことのように振る舞われることがある。

時々「彼」「彼女」と言われ、自己が引き裂かれそうになるとの手記からも、同一人物から都合よく女性や男性として扱われるケースからも、他者の「性別」に関する認識がトランスジェンダーを翻弄し、傷つけている様が浮かび上がる。トランスジェンダー自体は「変わっていない」にもかかわらず、他者の「性別」に関する認識が、トランスジェンダーを翻弄し、時に上述の事件のような形で、既存のジェンダー規範の下、物理的にも被害をもたらすことがある⁹。

4. おわりに

今、「女性」そのものを攻撃するとともに、場合によっては「女性」を守ると謳い、本質主義的な発想でトランスジェンダーをはじめとする性的マイノリティ、特にトランスジェンダーを排除しようとする動きが、アメリカをはじめとして可視

化されている。「女性」には関係がない、「女性」を守ってほしい、との思いから、トランスジェンダーへの本質主義的な攻撃を看過することは、最終的にジェンダー平等を遠のかせ、本質主義的な性別役割分業の跋扈する社会へ「女性」を閉じ込め、押し戻してしまう。改めて、自らが本質主義に巻き込まれていないか、落とし穴は無いかなど、ジェンダー平等を求める運動と実践を捉え返し、原点を確認していきたい。そのことは昨今の性的マイノリティを攻撃する一部風潮と、一線を画すことにもつながろう。

参考文献

- 神谷悠一, 2022, 「ジェンダー平等における性的指向・性自認 (SOGI) の位置付けと課題」『労働調査』(614), 労働調査協議会, pp36-40.
- 三浦まり, 2025, 「反自由主義政治への転換」(『変わらない』を変える 連載第27回)『世界』996号, 岩波書店, pp238-240.
- 鈴木みのり, 2020, 「わたしの声の複数: トランスジェンダー女性の生/性の可能性を探って」『新潮』117(3), 新潮社, pp201-211.

9. 一方、性的指向に関する被害については、神谷(2021)において、「ホモソーシャルな場」が「女性」とともにゲイ等が排除することに言及している。「男性同士のホモソーシャルな絆」について解き明かしたセジウィックは、ホモソーシャルな関係において、女性は男性同士の絆を強化するための交換の対象に位置付けられていると喝破する。同時に、男性同士のホモソーシャルな絆は、セクシュアルなつながり、すなわち同性愛者を排除することでこそ、成り立つものであると指摘している。